

平成29年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市花火大会実行委員会
商工農水部観光・シティプロモーション課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成30年1月16日 |
| 4 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市花火大会実行委員会】

<p>(1) 支出事務について 賠償責任保険料及び興行中止保険料の支出において、支払命令書の金額が、免除された振込手数料分を含んだ額となっていたため、実際に支出した金額と異なっていた。請求内容を十分確認するとともに、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年12月15日 担当者は、請求の内訳と支払方法を確認した上で、支払命令書を作成し、承認者及び決裁権者は、その内容をチェックすることを徹底した。</p>
--	--

【商工農水部観光・シティプロモーション課】

<p>(1) 補助金交付事務について 補助金交付に係る一連の申請に係る審査において、補助対象経費の費目について、補助金交付要綱の規定上、「事業諸費」として審査すべき興行中止保険を「事務諸費」として審査をしていた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年12月15日 補助金交付要綱の規定に基づき、補助対象経費の費目について、正確に審査することを徹底した。</p>
--	---

平成29年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 | 監査対象 | 四日市花火大会実行委員会
商工農水部観光・シティプロモーション課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成30年1月16日 |
| 4 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市花火大会実行委員会】

<p>(1) 委託業務について ア 委託契約の締結に際して随意契約によるものが多く、また、打上げ花火業者は第1回大会当初から変わっていない。業者の選定を含め契約方法において、その公平性と透明性を確保できるような契約システムを早急に整備すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日 本市の花火大会は、3台の台船から花火を打ち上げており、花火の色合い、打上げの高低差の使い分け、テンポなどを考慮しながら、より美しい花火の演出に努めている。3社の花火業者がそれぞれ1台の台船を担当しており、各業者間において星の色や玉の種類のを組合せなどを協議のうえ花火の制作を決めるなど、1年程度の期間をかけて準備をしていることや、台船による打上げや演出については専門的な技術が必要であることなどから、随意契約により現在の3社と委託契約を結んでいる。 魅力ある花火大会を実施できるよう花火師との打合せを実施し、合わせて価格交渉を行い、その記録を文書に残すことを徹底するとともに、事後に監査人の会計検査を受けることにより、契約の公平性と透明性を確保していくよう努める。</p>
	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 打上げ花火業者の選定については、中止していた大会を再開するにあたって同時期に開催する花火大会が多く業者の確保ができないことや台船での打上げなど専門的な技術が必要とされるため、現在の業者に委託した経緯があり、このような経緯を当委員会の職員間において継承・共有して、市民への説明責任を果たしていく。これからも花火師との打合せにおいて大会の運営だけでなく価格も協議し、その記録を残すことにより契約の公平性と透明性を確保していく。 花火の打上げ以外の、警備などの業務委託については、2者以上の見積りをとることを原則とすることにより、契約方法の公平性と透明性を確保していく。</p>

<p>イ 多くの業務を委託しているが、その業務内容を精査し、原価などを把握することにより、受託業者との契約交渉を厳正なものとし、委託業務の適正化及び委託料の削減につなげること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 7月31日 四日市花火大会実行委員会では、業者選定や契約締結の際には、内訳明細が記載された見積書の提出を求め、個々の明細ごとに過去の実績や他の事業における契約単価と比較検討を行っている。 今年度から新たに、規制設備の設置や会場設備のレンタルなどの業務について、複数の業者から見積もりを取ることにするなど経費の削減に努めた。 また、年度末に開催する実行委員会において、業務上、改善すべきことなどについて協議し、その結果を次回の花火大会に係る業務委託に活かすようにしている。</p>
<p>(2) 補助金の交付請求について 花火大会開催に係る費用の大半は花火大会実施後の9月に支出しているにもかかわらず、花火大会実施前である6月に補助金額の約8割に相当する額の交付請求を行っている。事業を行うに当たっては資金計画を立て、それに基づき適切な時期に補助金の交付請求を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月21日 今年度から資金計画を作成し、それに基づき、適切な時期に補助金の交付請求を行うこととした。平成30年度は、資金計画において6月に5割の事業費の支出が見込まれたため、平成30年5月に補助金額の約8割の補助金の交付請求を行った。</p>
<p>(3) 大会運営について ア 花火大会当日の会場周辺の交通状況は大変混雑をする。これが原因で花火の観賞を諦める市民もいるものと思われる。会場から離れた高台のところに観覧席を設けるなど、会場へ足を運ばなくても花火を楽しめる方法を検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月19日 会場から離れた場所への観覧席設置については、警備費や設備費の増加や、ゴミやトラブル対応など管理の難しさから、実施を見送ることとなった。 また、会場周辺の交通混雑については、大会当日の臨時駐車場である四日市競輪場の本年の利用台数が駐車区画総数の7割程度であったことから、案内看板を増やすなど、周知方法の改善に努めていくこととした。今後も引き続き多様な花火の楽しみ方について検討していく。</p>
<p>イ 花火大会の開催は平成29年度に30回を迎えた。これを一つの節目として、他の花火大会の取組事例を調査して、開催時期は適当か、学校開放等による観覧場所の増設はできないか、会場へのよりスムーズなアクセス方法はないか、打上げ花火数を増やし規模を拡大できないかなどについて検討し、より良い特色ある花火大会となるように企画運営に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月19日 東海三県の主要な花火大会50カ所を調査したところ、開催時期については、7月・8月の開催が9割を超えており、本大会も、夏の風物詩として市民に広く定着していることから、開催時期については、例年どおり8月末として実施した。 学校開放については、近隣小中学校が住宅密集地に立地しており、新たな交通混雑の原因となる恐れがあることから、その実施を見送った。また、会場へのアクセスについては、会場周辺に駐車場がないことから、引き続き公共交通機関の利用推進に努めることとした。大会当日は、臨時駐車場である四日市競輪場など会場周辺からの誘導を強化し、会場周辺の交通混雑の解消に努めた。 花火の規模については、協賛金額によって変動するものであるが、今年度、市内の別イベントに協賛している企業を新規開拓し、協賛金の増額に努め、29年度に比べて約80万円の増となった。</p>

<p>(4) 協賛金の確保について これまで以上に観覧者に感動を与える花火大会にしていくためには、事業費の充実を図る必要があり、それに伴い協賛金の確保も重要となる。より多くの協賛金の確保に向けて様々な努力をしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 6月 8日 市内の別イベントに協賛している企業を新規開拓し、協賛金の増額に努め、29年度に比べて約80万円の増となった。</p>
<p>(5) 観覧者のマナー向上のための啓発について 観覧席の早期の場所取りを行ったり、ごみを放置していったりするマナーのよくない観覧者が少なからず存在する。観覧者のマナー向上のための啓発に取り組み、より多くの観覧者が快適な環境のもとで花火を楽しむようにすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 8月19日 パンフレットに、観覧者マナーに関する文言を追記して、事前に案内をするなどの取組みを行った。 また、当日は、警備員と会場内の見回りを行うなど快適な環境で実施できるよう努めた。</p>
<p>(6) 謝礼金の支払について 会場に近接する公園において自治会が行う警備に対して謝礼金を支払っているが、契約書などの書面の取り交わしを行っていない。金銭の授受が伴うものであり、相手方との関係を明確なものとしておくために、契約書などの書面の取り交わしについて検討すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 年度当初に地元自治会との打ち合わせを実施し、その中で、業務内容、謝礼金の支払等を協議した上で、警備業務を依頼した。今後は、地元自治会との協議を進め、業務内容や謝礼金の支払などに関して、請書などの書面を取り交わすこととした。</p>
	<p>【措置済】 平成31年 3月31日 平成31年度の花火大会実施に当たっても会場に近接する公園の警備を自治会にお願いすることとし、謝礼金の支払いを含めて警備内容などを書面にて自治会と取り交すこととした。今後も相手方との関係を明確なものとしておくため書面を取り交わすこととする。</p>

【商工農水部観光・シティプロモーション課】

<p>(1) 実行委員会方式による大会の運営について</p> <p>四日市花火大会は、本市及び他の行政機関、観光協会、地元自治会などの団体からなる実行委員会組織によって運営がなされており、当所属がその事務局となっている。</p> <p>実行委員会方式をとっているために事業執行に当たっての契約行為や会計処理につき透明性に欠ける部分が生じている。また、事故が発生したときの責任負担について、構成員間において必ずしも明確化されていない。</p> <p>一方で、実行委員会方式とはいうものの、大会の運営は構成員の協働ではなく本市の主動となっている。</p> <p>このような実態を踏まえ、これからも実行委員会方式で大会を運営していくことが適切なのか、見直しも含めて検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年10月 1日</p> <p>四日市花火大会実行委員会の構成団体には、実行委員会に対する許認可機関でもある、消防・港管理組合・海上保安部等の職員が顧問や委員として参画しており、準備段階における課題等については、実行委員会の会議の場において、委員自身が主体性をもって取り組むことで、迅速な課題解決につながっている。</p> <p>また、四日市花火大会は、打ち上げ会場が工場地帯にあることや台船から打ち上げるという特殊性から、委員が所属する団体からの協力や細かな情報共有が極めて重要である。今年度、事故発生時の対応の迅速化と責任負担の明確化を図るため、実行委員会の委員長に副市長が就任するなど組織の見直しを行った。</p> <p>なお、主催団体の形態について、花火大会運営に関するアンケートを実施したところ、自治体及び一部事務組合が主体として、実行委員会方式で運営している団体が約4割であった。これからも安全に大会を継続していきけるよう、実行委員会方式での大会運営について引き続き調査・研究に努めていく。</p>
<p>(2) 補助金交付事務について</p> <p>補助金の支払について、2回に分割して概算払を行っている。それぞれの支払の時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていなかった。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払の時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成31年 3月31日</p> <p>平成31年2月に開催した実行委員会において、本市及び他の行政機関（海上保安部、四日市港管理組合等）、観光協会、地元自治会などの団体のそれぞれの役割、責任等を改めて明確にし、それに従って協働して平成31年度の花火大会を魅力的なものとし、安全に運営していくことを確認した。引き続き実行委員会方式での大会運営について他市などの例も参考にしながら研究していく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年 4月 1日</p> <p>今年度から補助金の交付申請時に資金計画書の添付を求めることとし、支払の時期及び金額の根拠が明確となるよう改善した。</p>

平成29年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 公益社団法人四日市市シルバー人材センター
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成30年1月16日
- 4 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益社団法人四日市市シルバー人材センター】

<p>(1) 会計処理について ア 固定資産に減価償却引当資産が計上されているが、長期にわたってその金額は固定化されている。当該資産について改めてその要不要を検討し、適切な会計処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成30年10月 1日 減価償却引当資産は、車輛購入を考慮して減価償却相当額を積み立ててきたものであるが、平成23年度の公益法人への移行に伴い、国庫補助金の対象としてリースが取り入れられたことから、可能な資産はできる限り、リースを利用する方がより多くの補助金を得られると、三重県から助言があったため、引当資産の取り崩しを実施しなかった。しかしながら長年に渡り資産を凍結することは最適な手法でないと思われることから今年度中に要不要を判断し、適切な会計処理を実施する。</p>
<p>イ 会計処理を公益目的事業会計と法人会計とに区分して行っているが、一部経費の両会計への配分が実態に即さず硬直化している懸念がある。毎決算後には両会計への配分が適正になされているか確認を行い、次年度に活かしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成31年 3月31日 減価償却引当資産は、車輛購入を考慮して減価償却相当額を積み立ててきたものであるが、平成23年度の公益法人への移行に伴い、国庫補助金の対象としてリースが取り入れられたことから、可能な資産はできる限り、リースを利用する方がより多くの補助金を得られると、三重県から助言があったため、引当資産の取り崩しを実施しなかった。しかしながら長年に渡り資産を凍結することは最適な手法でないとの四日市市からの意見を受け、平成31年3月理事会に諮り承認を得て、平成30年度末をもって全額を取崩し、流動資産の普通預金に振り替えた。</p>
	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 平成30年度から三重県雇用対策課からの助言を受け、共通経費の配賦割合を見直した。今後は、毎決算時に適正に実施されているかの確認を行うとともに次年度に反映をしていく。</p>

<p>(2) 地域社会への貢献について 国庫補助金の対象となっている高齢者就業機会確保事業や雇用開発支援事業のほかに国庫補助金の対象となっていない子育て支援事業、生活支援事業なども積極的に行うことにより、現役世代を下支えし、地域社会の維持・発展に貢献している。 国庫補助金の対象事業で未だ取り組んでいないものについてもアンテナを高くして情報を収集し、それが社会貢献として実のある事業であれば積極的に取り組んでいく姿勢で、高齢者の生きがいの一層の充実と地域社会への更なる貢献を図っていくことを要望する。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 国庫補助事業については、三重県シルバー人材センター連合会及び県内各シルバー人材センターからの情報提供の他、厚生労働省高齢者雇用対策課のメールマガジンを定期購読、さらに、全国シルバー人材センター事業協会へ会員登録を行い常に最新の情報を入手し、地域社会の維持発展事業に活かすとともに、高齢者の生きがいつくりの一層の充実を図っていく。</p>
<p>(3) 子育て支援事業について 一時預かり施設「ピッコロ」において託児事業を実施しており、子どもが家庭ではなかなか経験できない農作業を体験できるなど子育て支援として意義のある事業となっている。利用者からの評判も良く優良な事業であるので、もっと積極的なPRを行うよう要望する。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 9月 1日 より多くの市民の方に利用していただけるよう、シルバー人材センターの定期機関紙やホームページでの周知のほか、平成30年度から市内の子育て中の保護者を対象に①「フェイスブック広告」を発信したほか②「情報誌palette」「Youよっかいち」に紹介記事掲載等、積極的にPRを実施した。今後も子育て事業を充実するとともに、③「四日市ホームニュース」に広告を定期的に掲載するなど、多様な方法・媒体で周知に努めていく。</p>
<p>(4) 地域との連携について 市内を22に区分したブロックごとに地域班を組織して、各地域における課題などの把握に努め、活動を行っているが、地域との連携の状況がはっきりと見えてこない。地域との連携が実を結ぶような取組みとなるよう工夫すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 市内22地域班の活動状況について、定期的なブロック会議を実施し情報共有及び課題解決を図っている。会議には事務局職員が必ず参加し各地区の意向を把握するとともに事務局の方針を伝える等、会員の生きがいつくりに応えている。 また、情報誌「虹の橋」や各地区市民センターだよりに地区別の活動状況を掲載して会員のモチベーション向上を図っている。さらに、改めて地域との連携という意識を強く持ち、地区市民センター窓口にチラシ等を配架しシルバー人材センターの周知に努めるとともに、地域との連携を常に意識し、市民目線に立ちながら事業に取り組んでいくこととした。</p>
<p>【健康福祉部健康福祉課】</p>	
<p>(1) 補助金交付事務について ア 補助金交付決定に係る起案文書において、申請のあった事業が補助金交付要綱に定める補助対象事業のいずれに該当するのかが明らかにされていない。補助金交付要綱の規定に則り補助金交付決定に係る審査を行っていることを起案文書において明らかにすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 補助対象事業及び補助対象経費をより明確にするため、「公益社団法人四日市市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱」の一部改正を行い、平成30年4月1日より施行した。 また、申請のあった事業を補助金交付要綱に定める補助対象事業と照らし合わせ、平成30年度の補助金の交付決定の起案文書において、補助金交付要綱のどの補助対象事業に該当するかを明らかにした。</p>

<p>イ 補助金の支払について、3回に分割して概算払を行っている。それぞれの支払の時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていない。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払の時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 9月28日 シルバー人材センターに対し、補助金交付申請書、事業計画書の他に補助金交付の根拠となる資金計画書の提出を求め、起案文書に保存するよう改めた。 また、補助金の充当先及び用途についても検証が可能なよう正味財産増減計画書の提出を求め、より一層明確な補助金の交付に努めた。</p>
--	--